

開催日時：令和7年7月4日（金）10:00～15:49

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、伊藤正次構成員、宇野二郎構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 稲原浩（内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、山谷内閣府地方分権改革推進室参事官、佐伯美穂内閣府地方分権改革推進室参事官、坂本隆哉内閣府地方分権改革推進室参事官、久保雅寛内閣府地方分権改革推進室企画官、松田和香内閣府地方分権改革推進室企画官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和7年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

### <通番16：障害者支援施設における設備基準等の見直し（厚生労働省）>

（厚生労働省）現在、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会を設置して、検討の方向性について議論しているところ。介護サービスがメインターゲットではあるが、介護に限らずほかの福祉サービスにも共通する課題として、中山間地域でどうやってサービスを維持していくかについて、論点の中に掲げられている。これらの論点整理については、夏の早いうちに取りまとめを予定している。

また、1点だけ念のため申し上げますと、障害福祉の世界では、この20年、30年ぐらい、障害のある方々の暮らしの場は、入所施設ではなくて地域の中へと、地域で極力支え続けるということで政策を進めている。入所施設を増やそうというモメンタムにはない。入所施設の定員については圧縮をかけるというような方向で施策を展開しており、その進捗が遅いのではないかと国連の人権委員会などからも指摘されているところ。そういった観点で、障害者支援施設全体の整備の在り方としては、より地域に比重を置いた形で進めているところではあるが、いずれにしても、中山間地域でのサービス提供の確保という観点も重要ではあるため、そういったことを踏まえながら考えていきたい。

（大橋部会長）今回の提案は、中山間地域等で障害者支援施設が存在しないために、障害がある方々が入所しなければいけないような状況にあるところで、施設を置きたいということ。定員の圧縮が全体的な流れかもしれないが、取り残されたエリアがあり、毎年そういう団体から要望が出てきている。

そのときに、全国レベルで従うべき基準を形式的に当てはめると非常に酷なことになるので、柔軟な取扱いをお願いしたい。先ほど御説明があった「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会の中にある考え方と同じようなことが提案でずっと繰り返されている。

本提案には2つ要素があり、1つは地域ニーズに適合した組み合わせを可能にしてくれないかという要望である。つまり、老人ホームのようなものは既に幾つかあるが、空きスペースが出たときに、そこを地域で不足している障害者のためのスペースとして使うなど、様々なサービスを組み合わせで何とか地域を維持することができないかというもの。これは先ほどの「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会の中でも出ていた視点だと思われるが、実施する際、例えば先ほどの面積基準で言うと、特別養護老人ホームの基準と適合しない。従うべき基準だとすると、基準を満たさないため、実際にはできないというようなことが生じている。

あと、従来の老人施設として管理されているところに新たに障害の施設を併設することであれば、兼任を認めるという形で柔軟なことをやっていただけると、サービスの拡張ができる。これらの観点から、従うべき基準が、中山間地域等の実際のニーズに適合していないという問題がある。また、10名という入所定員基準については、標準基準なので合理的な理由があれば緩和することができるかもしれないが、障害者施設を併設する場合には、この数は多いので、少し柔軟な考え方をできないかと思う。

特に中山間地域や離島における施設基準に関しては、この提案募集において、ずっと出てきている問題である。そもそも施設がない地域については、とにかくサービスがゼロではないようなことが大事であり、施設基準の緩和なり配慮をお願いしたい。

今回お示しいただいた「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会の方向と、今回出ている提案の方向性は近似しており、特に今回は、全国知事会から提案が寄せられているので既に基準緩和のニーズがあることを前提にして検討会を進めていただくと同時に、9月の2次ヒアリングに向けて、具体的な在り方についての検討をお願いしたい。

(厚生労働省) 大前提としているのは、障害者を地域で支えるということであり、入所施設が増えていく方向ではないというのが基本スタンスである。ただ、そうした中でも、中山間地域のサービス提供体制の在り方を検討しており、夏のうちに一定程度の取りまとめをして、さらに具体化に向けて引き続き検討を深めていく。中山間地域でサービスの確保を図っていくために、柔軟な対応というのはどういったものが考えられるのかというところは整理をしていきたい。

(大橋部会長) ただ、支障はもう具体的に存在しており、その解決法として、参酌基準というような提案が出ている。この支障に対してどのような形でアプローチするかということについて、具体的なコメントがない場合、提案募集の仕組みの中では、非常に不十分な取組であると受け止めるが、いかがか。

(厚生労働省) この御提案もあるからということかもしれないが、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会というのを実施している。こういった問題意識を受け止めた形での検討自体は検討会でもやることにはなっているのではないかと考えている。

(高橋滋構成員) 部会長からもあったように、随分前から厚生労働省にいろいろ御検討をお願いしていただいている。検討会を始めていただいたという点ではありがたいが、現場の悲鳴からすると、動き出しがかなり遅いと感じているため、取組を早く進めていただきたい。

また、検討会に参加している有識者は、全て学識経験者であり、自治体の現場の反映という点では不安があるがいかがか。

(厚生労働省) 動き出しについては、いわゆる報酬改定に基づき、おおむね3年に1回ということやってきている。そういう意味では、前回の報酬改定が令和6年のため、3年ごとで令和9年度ということになる。その中に向けて、こういった提供体制の在り方の見直しも織り込むのであれば、その報酬に反映できるようなタイミングで検討会を運営しているということになるため、御理解いただきたい。

それと、検討会の事務局が老健局のため、責任を持って返答できないが、有識者の方を中心に会議のメンバーを構成しているものの、実践例などをヒアリングという形で対応しており、それをどういうふうな制度に落とし込んでいけばいいのかという形で議論をしていただいているというのが実情である。

(大橋部会長) どこの省庁もこのような研究会を実施しているが、都道府県や市町村の現場の実務についての考え方が多くは入っていない。場合によっては事務局から提案募集の内容を説明いただき、当部会とそちらの研究会と平仄を合わせてやることも必要。単に事例を紹介してもらった程度では足りない。検討会の方向性については、夏をめどに取りまとめるとあるが、そういう事情を説明いただいたうえで、一定の方向性なり考え方を集約し、報告いただきたいがいかがか。

(厚生労働省) 検討会の取りまとめが出てきた際には、事務局とも相談した上で行わせていただきたい。ただ一方で、具体的な内容については、社会保障審議会の関係部会で議論することになり、そちらは自治体の関係の代表の方にも参加いただいている。

(高橋滋構成員) 原案が出てから、後から全体部会で協議しても、その原案を動かすというのはなかなか難しい。原案が出る段階で、自治体の現状を踏まえた形で何らかの現場を踏まえた方針というのをを出していただきたい。お話のような対応では、取組として不十分ではないかと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 検討会后、具体的な議論は、社会保障審議会の各部会の場合ということになるため、引き続きやり取りをさせていただきながら制度案を検討していく。議論の運びの中で工夫をさせていただきたい。

(大橋部会長) 今まで提案募集という形で、年度ごとに具体的な支障解決に向けて、様々な省庁にも無理を申し上げて進めているところである。それを考えると、本日のお返事は、スピード感を感じない。

(厚生労働省) スピード感については、御指摘を受け止めるが、ただ一方で、私どもとしては、報酬改定を3年に1回という形で回している中で、そこに間に合うように進めている。そのときに、この基準の在り方だけではなくて、人材確保や、生産性の向上など様々な課題があるため、そういったものと併せて議論していく必要もあるということをお理解いただきたい。

ただ、私どもとしても、結論なり現段階の方向を出さずに行くということは考えておらず、各段階で出た結論に応じて講ずべき措置は講じていくつもりで考えている。

(高橋滋構成員) 大橋部会長がお伝えしたようにスピード感をもって取り組むことと具体的な方針をお願いしたい。また、もう1点、夏をめどに検討の方向性を出す前に、地方等にヒアリングをする機会を設けていただきたい。それを踏まえて最終的な結論を出していただきたいがいかがか。

(厚生労働省) 検討会は、あくまで方向性の取りまとめと承知している。また事務局ではないため判断できない。

(大橋部会長) その回答では困る。検討会で議論いただけないのであれば、ちゃんとこの提案についてヒアリング等を行う場を設けていただきたい。またこの提案募集は、場合によっては省庁及び法律の改正が考えられるが、なぜ3年改定というのが絶対であって、その下で動かなければいけないのか分からない。

(厚生労働省) この検討会をはじめ、様々な課題について検討しているが、法改正が必要であれば、断言はできないが、令和8年の国会に必要な法案があれば出していくことになると考えている。そうした中で、配置基準の弾力化という観点について、障害者部会等で本提案についても併せて、机上にさらした上で、どう進めるか議論の組み立てとして考えていきたい。

(厚生労働省) 1点だけ簡単に補足させていただくと、検討会では、まだ大きい方向性を示すもので、この件に限らず、具体的な議論については記載していない。ただ、それだから遅らせているという意味ではなくて、各部会で議論するものと元々考えていたという点を補足させていただく。

(高橋滋構成員) 老健局に提案団体の支障含め一次ヒアリングの内容についてお伝えいただきたい。また、検討会の回し方については、分権室が窓口になってしっかり調整していただきたい。

(稲原室長) 承知した。

#### <通番4：国への返還金に関する取扱いの見直し（こども家庭庁、厚生労働省、内閣府）>

(大橋部会長) この提案は、今回3本並んだが、どれも似ているのは、お金の回収ができなくなったときに全額市町村が肩代わりさせられていることは不合理だという主張が提案で出てきている。これが非常に珍しいのは、全国知事会や指定都市市長会をはじめ、非常に多くの団体から対応を求める声が出てきており、現場には大きな負担になっていて、私どもが予想していた以上に問題意識とその声が大きいということ。

最初の自立支援給付費等について、まず委員会の中で出ている一番大きな疑問としては、こうした取扱いは地方財政法10条違反ではないかという指摘。つまり、地方財政法第10条で「地方公共団体が法令に基づいて実施しなければいけないような事務であって、国と地方公共団体の相互に利害が関係するような事務は、その円滑な運営を期すために、国は進んで経費を負担する必要があるとして、その一部または全部を負担するもの」という規定があり、具体的な各号を見ると、第7号に精神保健、第9号に身体障害者、第11号に知的障害者が挙げられていることから、給付費の返還金が徴収できないような事態になったとき、市町村だけ全額肩代わりするのは、地方財政法第10条からしたらこれは説明がつかないではないかという強い疑義が現在出ている。先ほどの説明の中にはなかったが、このことについての考え方を示していただきたいというのが1点目。

2点目は、法律の運用の仕方がどうなっているのかという点。つまり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法を見ると、具体的には直接の給付は確かに市町村が行うが、事業所指定や勧告・命令等は都道府県が行うものとなっており、このような国や都道府県の義務や事務遂行についての条文はたくさんある。それが最後、欠損が出たときに市町村だけが全部責任を取るとするのは、この法律の執行の在り方という観点から見て不合理な気がするため、御説明いただきたい。

3点目は、他の法制度を見ると、例えば介護保険法に基づく介護給付費や、生活保護法に基づく生活保護費では、不納欠損となった分については、自治体において肩代わりすることとならないよう、調整の規定があり、なぜ同様の対応を取れないのかということ。

本件は現場で非常に大きな損害が出ている。本日の説明の最後に福祉サービスの研修会や勉強会の開催というような意見があったが、提案団体からは、かなり悪質な事業者や不正の手口があり、研修ではとても対応できないという意見がある。そうだとすると、そのような極めて悪質でどうにもならないものは、ある意味、制度的にある程度予想しておかなければいけないようなもので、それについての欠損は経費として全体で割り振るとか、国が持つとか、そういった整理はできないのか。全体の法制上の問題で、法令上いろいろ問題になるところがあるので、そこについての説明と検討をお願いしたいが、いかがか。

(厚生労働省) まず1点目の地方財政法との関係について、私どもとしては、自治事務としてはこういった福祉の給付を行っていただき、それに対して国として2分の1の負担をする。つまり、専ら給付だけを市町村に義務付けして、一銭も国が出さないというのではなく、負担をしっかりと2分の1を目途として行うというところで、地

方財政法上の要請には一定程度お応えをしているつもりである。そうした中で、国が出すお金に関しては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用を受け、法令上、補助金等というものについて一定のルールが付されている以上は、国としてはそれに基づいて支出をせざるを得ないというところがあるのではないかと考えている。

執行体制の件について、確かに報酬の金額を設定するのが国で、事業基準も国が根っこの部分は作り、それに基づいて条例を各都道府県が作り、管理・監督・指定をするということになっており、市町村のほうで指導をしたり助言をしたり、審査したりするという3層構造になっているのではないかとするのは確かにそのとおり。だが、障害のある方々に一番身近な自治体である市町村が給付を司り、一方で、事業者というのは一市町村の中だけではなくて複数にまたがって提供される場合が多数であるため、広域自治体としての都道府県で、それこそ計画に基づく供給量の規制なども入れながら事務を執行していただくという執行体制には、恐らくそうではないという反論もあるかもしれないが、一定の役割分担という形にはなっていると思う。

そうした中で、変な事業者が出てこないようにということで、指定あるいは指定の更新の際、市町村から都道府県への意見提出といった仕組みも先般の改正で導入したところ。こうした仕組みを通じ、この事業者は良いわさを聞かないとか、運営が適正になされていない感じがある、審査でもよく引っかかって支払いを止めていることがあるなどがあれば、そうしたときに意見を出していただくような形で、事務が回っていくようにしていかなければいけないのではないかと考えている。

3点目の免除の関係の規定だが、確かに生活保護法には免除の規定があると承知をしている。もともと貧困ラインぎりぎりの方なので、返還させるとかえって生活保護になってしまう方もいるため、免除というケースもあるということで根拠規定を置かれているものと思う。一方で、介護の方でそういった調整規定はなかったと承知しているが、いずれにしても障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法の中には、そういった調整根拠規定がない以上は、国庫負担の支出の仕方としては、やはり補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律のルールに則って運用していくことになるのではないかと考えている。

それと、2点目のところ、やはり悪質業者がいるのではないかと、そういうことの対応を制度にビルトインするためにも調整規定が必要という指摘だった。それがいきなり調整規定に落ち着くのかどうかはともかくとして、こういった悪質業者への対応について、やはり中にはルールについて逸脱をする業者が多くなっているという現状も踏まえ、福祉計画の中でどのような規制をしていくのか、指定基準の強化にどう取り組んでいくのか、さらには法改正事項でどういったことをやるのかといったことは、現に議論しているものもあるが、これから障害者部会などで議論していきたいと考えている。

(大橋部会長) この問題、この委員会でもそうだが、親委員会のほうでも非常に強い関心を持っていて、要するに弱い市町村のところにつけを回しているのではないかとというような声がすごく強い。先ほどの2分の1負担というのも、通常行っているときの負担の2分の1というのは分かるが、普通、国家賠償請求や、事故など、なにかトラブルが起きたときの負担も当然念頭に置いて議論するのだと思う。そうだとすると、やはり全部を市町村に負わせているというのは、地方財政法第10条で期待した国の負担に適合するののかということ、やはりこれは合っていないような気がする。

また、法律で命令や勧告というような監督処分の権限を与えているところとは違うところが全ての負担をするというのは、一体どういう執行体制か、全く分からない。

そのため、2次ヒアリングに向けて、ぜひ具体的にこうした点について検討いただきたいということと、結局、最終的には市町村が払わされるような事例が生じていることがあるのだとすると、これはやはり大きな執行上の問題が起きているのだと思う。こうした問題が起きているのだとすれば、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律をはじめとして法律改正するのが当たり前。無理をお願いするわけではないが、やりようによっては介護保険法や生活保護法などの例のような具体的な変更の仕方や対応の仕方もあるので、ぜひそうした措置を検討いただき、今回の提案に答えていただくようなことを9月の2次ヒアリングまでをお願いしたいがいかか。

(厚生労働省) 部会長が言うような見解であるということについて重々受け止めはするが、とはいえこちらとしては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づいて国庫負担金の回収をしなければならないので、そういう意味ではなかなか難しい話であることはぜひとも理解をいただきたいと思う。

(大橋部会長) なぜ補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律だけが出てくるのか。先ほどから申しているように、ほかの法律との関係で整合性が取れていないので、全体的に調整をつけてほしいということなので、補

助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律は変えずに検討するというのは、検討にはならないのではないかとと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 生活保護は、恐らく個人が生活困窮者であるということもあって免除規定が置かれていると思うが、こちらの場合は事業者が相手なので、そこはまず審査・支払いの段階で異常に気がいたら、支払いをそもそもしないというのが給付実施主体として市町村にはある程度求められることではないかというところ。さらには、個人で資力がある、ないというのとは違った、事業者という形で事業をやっている方を相手にするものであるから、そこから確実に回収していただきたいと思う。

(高橋構成員) まず、負担という考え方については、部会長がおっしゃっていた。積極的な負担と同時に消極的な負担というものもある。損害賠償請求が出たときの支払い義務など、最高裁の判決もあり、負担というものの解釈としては、積極的な負担と消極的な負担は裏腹である。したがって、国が2分の1積極的な負担をすれば、消極的な負担も国が2分の1するというのが、地方財政法の解釈としては当然の解釈だと思う。

また、今回どうするのかということと言うと、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律があったとしても、一般法理としての比例原則が働く。そういった意味で、介護保険など他の制度でも、本来は取るべきものではないものについては取らないという措置を取っているのだと思う。そのため、市町村においても欠損が出れば自分の分は負担する。積極的な負担をしている分、リスクもその分負ってほしいということであるから、整合性を考えてぜひ措置を取っていただければありがたいと思うが、いかがか。

(厚生労働省) そういう御意見があること自体は十分に受け止めるが、やはり補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律という共通通則がある。

(高橋構成員) 一般法理が適用されると言っている。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律にも一般法理が適用される。大体、比例原則は羈束処分にも適用される。そのため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に一般法理が適用されるのだということを理解してほしい。

(厚生労働省) 一般法理の話は理解したが、その上でも、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律でどこまでできるかどうかというのは、他の補助金全体の整合性もあると思う。

補足だが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律や地方財政法の関係については、当然、総務省や財務省などそれぞれの所管もあるので、確認したいと思う。

(大橋部会長) こちらの問題意識を伝えたので、2次ヒアリングに向けて、今日いろいろな強い疑義が出ているので、ぜひそれについての回答や検討の結果をお知らせいただきたい。

それでは次に、国保のほうに移る。これも同じような問題があり、幾つかこちらで出ている問題点、問題意識を伝えと、まず1点目として、先ほど同様地方財政法第10条との関係でどうなのかということ。これは診療報酬の場合だと、同条の第16号に規定があり、国民健康保険法第20条で国が負担するという規定がある中、一緒に読み合わせたときに、ここで言われている理念と、最終的に市町村ひとりに責任を負わせるというのが適合するののかというのは非常に疑問に思うので、検討いただきたい。

国民健康保険法という法律を見ても、確かに給付は市町村から行われるが、保険医療機関は国や都道府県の指導を受けるとなっており、保険医療機関の管理については国や都道府県の責任を規定した条文、例えば同法第41条に大臣や知事の指導というようなものがある。そうだとすれば、この法律も国・都道府県・市町村が共同して事業を実施するという建て付けになっている中で、こうした欠損金が出たような場合、その執行の責任は市町村のみなのかという疑問があるにもかかわらず、市町村が全部払わされているという点は同じ問題があると思う。執行との関係でこの負担の考え方というのはどうなのか。

先ほどから出ているように、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用をされないとしても、全額肩代わりを求めるとするのは比例原則の観点から違反するのではないかということ。適正な債権管理という話があったが、適正な管理を行った上でこうした問題が出てきているので、これについて道筋を、やはり調整の規定を置く等していただきたいという要望。

似たような問題が提起されていると思うが、これについてはいかがか。

(厚生労働省) 先ほどの障害部の方のやり取りと基本的に似たようなやり取りの部分があるのかなと思っている。幾つか付け加えるとすると、国民健康保険の場合は、国と地方で法律上定められている補助金などに加え、様々な財政措置を講じている。

もう一つは、医療機関の場合は、基本的に診療報酬債権という形で毎月毎月の支払いが行われている。基本的には相殺等もできるので、時間をかけてその中でしっかり回収していただければと思っている。

(大橋部会長) 実際に返還がうまくいかなかったときに市町村が全額返還させられているので、せめて収納できた分については収納するが、それ以外については市町村の負担ではないというような道筋が、今およそないので、検討をお願いしたい。

(厚生労働省) 基本的に、ここにもあるように、まずは返還が困難であるという申出があったという段階であり、実際に返還が困難かどうかだと思っている。医療機関は 20 万以上あるが、営業継続しているところであれば、基本的に毎月の支払いが生じ、その分との相殺などをできるので、なるべくそういった形でやっていきたいと思っている。

(高橋構成員) 市町村負担分というのは全額負担なのか。全額返さなければいけないという話にこちらのほうはなるのか。つまりはある程度市町村が負担するというのであれば、事務執行の適正な遂行に向けて市町村はインセンティブが働く。そのため、その分以上に過大に返還しろという点、事業執行を市町村がやっていることを理由に全額負担させるという点は、過大な負担なのではないかと思うがいかがか。

(厚生労働省) ここで出ている事例も、まだ取れなかったというわけでもないと承知している。基本的には極めてまれな事例だと思う上、この事例もそういう申出があった段階なので、当事例についてはしっかり対応できるのではないかと考えている。最終的にどうなるかというのは、確認はしたいと思うが、相殺等でしっかり取っていただきたいと思っている。

(高橋構成員) まれな事例だからこそしっかり市町村がやっているの、希少なリスクというのはみんなで負うべきなのではないかと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 繰り返しになるが、これも申出があったという段階であって、現にそれで取れなかったという話ではないと承知している。実際に取れないというのは、特に医療機関とか薬局とかの場合は極めてまれなので、そういう極めてまれな場合について、あらかじめ何かを想定するというようなものにはなかなかならないのではないかなと思っている。

(大橋部会長) これはレアケースなのか、事務局はいかがか。

(久保企画官) 現在記載の 1 件しか聞いていないので、他にもあるか確認する。

(宇野構成員) 今、極めてまれなケースだということで説明いただいたが、第 1 次回答では、国費に影響を与えるものだと回答いただいている。どういう理解でこのような回答になっているのか。

(厚生労働省) 定性的に書いたという理解。仮にそういうことをやった場合はこういう影響が出るという一般論。

(宇野構成員) 一般論ということで、そうすると、国費に影響を与えるというような試算があるわけではないということ。

(大橋部会長) それでは、本日、この案件についても幾つか疑問を提示したので、2 次回答に向けて返事を用意いただければと思う。

(大橋部会長) 最後に災害援護資金制度について議論する。東日本大震災における償還免除の特例は、東日本大震災が地震及び津波並びにこれに伴う原子力発電所の事故により、東日本の広範な地域に未曾有の被害がもたらされたものであることを受け、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び関係政令により講じられた様々な特例措置のうちの一つであり、東日本大震災が別格であるという法体系の中で特例が設けられているとのことだが、東日本大震災以外の災害においても被災により負傷や住居・家財に被害を受けた方に対する貸し付けで貸付金の償還がなされない事例は決してまれではなく、多くあると思う。都道府県や市町村は、借受人から償還がなされなかった場合には地方自治法第 96 条に基づいて議会議決で不納欠損処分をするのだが、国においても償還がなされなかった貸付金について不納欠損とする一般的な制度が必要ではないか。東日本大震災における特例もあるが、これは被災された方やその被災市町村からしてみたら、災害規模の大小は大きな意味を持たないのではないか。災害援護資金制度について、国に債権放棄と類似するような制度がないために、市町村は貸付事務の実施主体として事業を行っているに過ぎないにもかかわらず未償還分を負担しており、大きな負担になっているという現場の声が上がっているが、いかがか。

(内閣府) まず、御提案は 2 つあり、この 2 つは全く論点が異なる。

1 つ目の論点は、一般の災害について、東日本大震災における特例と同様に、死亡の場合等のみならず無資力等で償還の見通しが立たない者について一定期間経過した後に償還免除を認められないか、という提案だが、この点は、最終の償還期限から 10 年たつてなお無資力でかつ償還金を支払うことができる見込みがないと認められれば免除することができるよう、国の債権の管理等に関する法律等において一般法として認められている。

東日本大震災の場合に特例を設けた理由は、未曾有の被害が発生した災害であり、災害援護資金の貸付件数も相当数にのぼることが想定されたためである。一般法を適用する場合は、一件一件国に協議をして、審査をして、これは免除やむなしという審査が必要。通常の災害であれば、一件一件審査というのもそれほど手間がないが、東日本大震災における貸付件数が桁違いに多く、負担が大きいので、東日本大震災に関係するものについては一括して免除という特例を設けた。免除を全くほかの災害にも認めていないということではない。

2つ目の論点は、高齢者や生活困窮者、行方不明者等を償還免除の対象に加えるという提案であるが、これは東日本大震災の特例においても認めていない。部会長から、市町村は国の指示に従って末端で貸付事務を行っているだけというようなニュアンスの発言もあったかと思うが、市町村は主体的に貸付を行っている。市町村が現行の災害援護資金の限度額である350万円を被災者に無理やり貸し付けて償還を求めるものではなく、一件一件、お一人お一人の状況や生活の困窮度合いを踏まえて判断している。保証人を立てるかたてないか、また利息も含めて償還できるかを市町村で確認する。利息について、東日本大震災では、保証人をつけられれば利息がかからない、保証人不在の場合は1.5%の利息を頂くが、償還見通しを踏まえた保証人の要否の判断など、そういったことも含めて、市町村が判断している。東日本大震災で保証人がついていらっしゃる方は2割ぐらいで、保証人なしの方のほうが圧倒的に多いが、そういったことも含めて、保証人も含めて本当に返せないというときに初めて免除ということになるので、あまりに早急に要件を緩和するのはいかがなものか。

特に行方不明者を償還免除の対象に加えることについては、モラルハザードを誘発しかねない。借受人においては、行方をくらましてしまえば返さなくていいことからモラルハザードを誘発するし、また、市町村においては、一生懸命当該借受人の住所を追いかけていく努力を削ぐおそれがある。行方が分からなくなったら、市町村の負担がなくなるのだから、借受人への追及も妥協するおそれがある。そういった市町村の職員の方はほとんどいらっしゃらないと思うが、若干そうしたリスクもあることから、行方不明者等を償還免除の対象に加えるというのはいかがなものか。

最後に、災害援護資金制度は給付制度ではなく貸付制度であり、他の重点4の項目とは異なる。市町村に財政負担が生じるというほかの制度と同様の支障があるので、災害援護資金についても同じように扱ってくれと十把一からげに同じ論点で整理されるというのは、若干違和感がある。

(大橋部会長) 確かに貸付の制度ではあるが、原資は国と都道府県から出ている。原資を出している国とか都道府県が、いわば危険負担は負わずに市町村が危険負担を負うという現行制度はバランスが悪いのではないか。私どもから見ると、国・都道府県・市町村が一緒になって貸付という業務をやっているのだとすると、借受人からの償還がなされない場合の危険負担を全部市町村が負うという理屈が分からない。加えて、行方不明者等を償還免除対象に加えることでモラルハザードを惹起するとのことだが、議会議決とかの形で処理とかをしなければいけないのだとすると、安易に不納欠損処理をするとは思えない。不納欠損処分に一定の縛りがあるという前提の下で、国・都道府県が危険負担を負わないという制度の立て付けの理由をお聞きしたい。

(内閣府) 先ほども申し上げたとおり、市町村で貸付を行う際に、未償還になる危険度合いも含めて確実に審査をすることで、一定の歯止めがかかる。市町村で野放図に貸し付ける訳ではない。債権回収を行うことになる市町村において、しっかりと責任を持って貸付事務を実施していただきたい。

(高橋構成員) 審査義務は全額負担とイコールではないので、そこは一般法の縛りがあるとおっしゃったが、その一般法自体を今回一括法で変えていただかないと困る。そういった意味では、ある程度、どういう形でこの制度の中で国と都道府県と市町村が返還不能になったときのリスクを負担するのかという合理的な負担割合をきちんと考えて、法律を変えていただきたいが、いかがか。

(内閣府) 一般法との関連も出てくるので、内閣府ではいかんともお答えし難い非常に大きな問題。この制度のみにとどまる問題ではないと思う。

(高橋構成員) 一般法が変わらない限り変わらないということか。何か独自に措置する余地はないのか。

(内閣府) 災害弔慰金の支給等に関する法律は議員立法であり、法的な措置であることから、役所の判断だけでこの法律だけを改正するというのはなかなか難しいと思う。

(大橋部会長) 議員立法だから改正しにくいのか。

(内閣府) 議員立法、閣法にかかわらず、国会で審議をいただいた上での判断になるため、ここで即答できるような内容ではないという趣旨である。

(大橋部会長) 提案募集検討専門部会では法改正事項についても各府省に対応を求めている。実際に提案に

上げられている内容の支障があり、市町村への危険負担が重過ぎるという問題が生じているのであれば、法改正をして支障解決していただきたい。ぜひ9月までに御検討をお願いしたい。

<通番18：福祉サービス第三者評価事業における認証手続・評価調査者養成の見直し（こども家庭庁・厚生労働省）>

(大橋部会長) 今回の提案は福祉サービスについての第三者評価事業の拡大を要請するものである。施設別受審率を見ると、社会的養護関係施設と比べて、その他の施設は非常に受審率が低い状況であり、その中でも東京都が大半を占めているため、東京以外については評価が極めて浸透していない。都道府県によっては評価機関が4機関以下であるところが約半数、受審件数10件以下も半分程度となっている。非常に評価体制が弱いため、そこにぜひ全国的なナショナルセンターのようなものを作っていたいただきたいという要望が出てきているので、全社協のような組織が、認証等についても全国的な形で担うよう進めていただけないか。

また、地域特性に合わせるということをおまわり言い過ぎると、提案の中にも出てきたが、都道府県ごとに認証や研修で色々違う部分があると、結局それぞれで認証を受けなければならず、複数県で活用するような機関にとってはかえって足枷となってしまうこともある。そのため、都道府県の独自性は尊重するとしても、第三者評価に関してある程度横展開・標準化するとか、譲ることができない基幹部分を中核として示していただくなど、そのようなことを実際に行って、地域ごとの適用団体を増やして欲しい。

現行制度は把握しているところで、1次回答の最後の「ただし」以降、受審が少ない状況も生じていることは承知している、ということから、全国的な組織と地域組織での工夫という2方向での受け皿づくりに力を入れてほしいという内容が具体的に提案で出ているので、今回の委員会では、この先の具体的な見直しの中身を伺いたい。

(厚生労働省) 今この場で具体的な見直しの内容を申し上げることは難しい状況であることは御理解いただきたい。今でも全社協が全国組織として一定の役割を担っている。一方で、地域特性に合わせて、という部分については、それぞれの地域に特性があり、福祉サービスは利用実態が地域に密着し、根差したものである。隣接する都道府県間では重なりみtainなものもあるかと思うが、やはりその地域それぞれの状況の中で利用されているものであり、また、福祉サービスの指定や確保等の供給側の責任についても都道府県にある中で、どう考えていくのかということかと思う。

標準化の面についても、現在もバラバラにやっているわけではなく、全国組織でガイドラインを検討し、国で一定の標準を示している。その上で、各県が独自の設定も行っているところだが、他方で、人口減少の中、施設数が少ないとか、そのため研修をそれぞれ確保しなければいけないのはなかなか難しいという声が挙がっていることは認識している。今すぐ全国に引き上げて全部全社協でやるということは申し上げられないが、どのような工夫ができるのか考えたいと思う。

(大橋部会長) 全国社会福祉協議会は、今認証活動をしているのか。

(厚生労働省) 児童養護関係は全国社会福祉協議会でやっているが、それ以外は各県で行っている。

(大橋部会長) まず全国社会福祉協議会が実際どれくらい関与できるのか、負担の問題が出てくるのだとすれば、認証手数料を取るなどというような形でも、今回地方からこのような要請が出ていることから、白地からナショナルセンターを立ち上げるというのは大変だと思うので、どれくらいのことのできるかという検討は今までされているか。今回、ぜひここは検討、話し合いたいと思うがいかがか。

(厚生労働省) そういった観点での全社協との意見交換は、これまでやってきていない。その中で提案として出てきており、御指摘にあったように、当然全社協は全国組織ということはあるので、全社協とも意見交換していきたいと思っている。

(大橋部会長) この事業はやはり大切であり、担い手の確保はこれからどんどん影響力が大きくなっていく中で、基幹的な社会インフラである制度基盤が弱いままというのはまずい。対応策を検討いただくに当たって、具体的なスケジュールを示した上で、前項統一の基準や認証の具体化というようなことについての検討成果をお示しいただきたい。その中で全社協との話し合いが中心になるかと思うし、併せて県ごとの適用を標準化したような形で、より都道府県レベルでの認証の選択肢が広がるようなこともお願いしたい。

この委員会は次が9月の2次ヒアリングなので、そこまでに今の観点での具体的な検討結果をお聞かせいただきたいが、可能か。

(厚生労働省) これから検討するので、どういことを9月までに検討できるかという約束は難しいが、検討結果

は9月までに報告できるよう検討を進めたい。

(伊藤構成員) いきなりナショナルセンターのようなものを全社協にお願いするというのは多分難しいかと思うが、例えばそれ以外の方策として、他の都道府県の認証を受けたということをもって、その内容を精査したうえで自都道府県の認証を受けたことにするといった、相互の乗り入れのような取組についても、複数県で活動するような事業者が対象になると思うが、考えられるのではないか。

(厚生労働省) 今でも各都道府県で認証を受けている第三者評価機関については、他の都道府県組織においても認証を行うよう努めることとしている。ただ、それを実際行うに当たって、研修や基準は一応やることになっているので、こういったことについて御指摘のようなことがもし解決策になるのであれば、それは1つの観点かと思うので、そこも含めて検討したい。

(大橋部会長) 先ほど都道府県推進組織の評価というのは独自性を求めるものと述べたところ、そういうことではなく、中核は押さえてほしいという形でお願しているという話があった。各都道府県が個別で行っているとはいえ、根幹を重視しているということであれば、A県で認証されたものが、B県でも受けられるというようなことは可能だと思うので、そういう形で相互乗り入れのようなことを促進いただくと、さらに横展開というか、県境の壁問題が解消できるかと思うので、そこも含めてぜひ9月までに御検討いただきたい。

### <通番 21：児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直し（こども家庭庁）>

(大橋部会長) この提案は現場からかなり強い要請が出ている。例えば母親が養育を放棄して、祖母が養育を始めた場合には、祖母がもらっている老齢年金と、児童扶養手当の両方の受給ができなくなる。普通に考えたら、老齢年金は高齢で働けなくなったことについて支給されるもので、児童扶養手当はその子供を養育することに伴う様々な出費に対して支給されるものであり、ここに支給目的の重なりはないのではないか。それにもかかわらず、これが稼働能力の低下に基づく同じ性格のものだというような説明があった。これまでの国会の答弁を見ても同様の答弁が繰り返されているので、この考え方がベースのところだとは思いますが、結局そのような形で説明すると、住民は全然納得されず、市町村の担当者の方に不満をぶつけることになる。

市町村の担当者も、なぜ併給が認められないのか納得できないところがあり、審査請求に発展するなどして、色々な事務負担も生じている。地方公共団体の担当者において、本当に併給調整の範囲は合理性があるのかという疑義が積み積もって今回の提案に至っている。それを提案で受けた事務局もこれは理屈が立たないのではないかと感じており、この委員会でも率直に言って、どうして支給目的が重複するのかというところは納得ができない。

先ほどお話があった併給調整の見直しというのは、堀木訴訟のような考え方はあるとしても、その後、丁寧に個々の家庭の状況をきめ細かく見ていくと、やはり問題があるということで個別にその問題を解消してきた歴史があると思う。そうであれば、今回の提案も同じように、先ほど申し上げた育児放棄の母が祖母に子どもを託したような場合を念頭に置き、子供がいることについての加給年金等の支給の目的の重複はよくわかるが、そうでない本体部分は、本当に支給の目的が重複するのかというようなところは是非見直していただきたい。

これは自治体の職員も悶々としているし、私どもが聞いても腑に落ちないような理屈である。確かに最高裁がこういう文言を使っているが、これは一般的な話なので、今回の老齢年金と児童扶養手当という組合せの場合に、本当にそれでいいのかという調整の見直しをお願いしたい。指定都市市長会からも組織的に出てきており、追加共同提案の団体数も非常に多いので、これを一つの契機として御検討いただきたいが、いかがか。

(こども家庭庁) 差し支えなければ、提案団体と追加共同提案団体から少し事情をお聞かせいただきたい。きめ細かく家庭の状況を見たほうがいいのかというのはおっしゃるとおりであり、おそらく多いのは祖父母が養育しているケースだと思うが、祖父母の場合は親族里親になることで、一般生活費を受給するという方法もある。ひとり親に対して児童扶養手当をずっと払い続けることが良いと思っているわけではなく、基本的には、児童扶養手当から卒業していただく、自立の道を目指していただくことをそもそも目指している制度である。従って、児童扶養手当を支給している父又は母に関しては、就労支援策を講じたり、あるいは住宅支援策を講じたり、色々な施策を組み合わせ、卒業していただくことを目指している制度であり、このことは議連においても、児童扶養手当だけではなくて、例えば養育費や相談などの人的支援や現物給付と組み合わせ、ひとり親家庭を

支援すべきと提言されている。それと比べると、老齢年金のケースは異なる点があるのではないかと思いますので、一度きめ細かく対応すべく聞き取らせていただきたい。

(大橋部会長) その里親の仕組みというのは広く周知されているのか。提案団体からそのような話は出てきているか。

(坂本参事官) 出てきていない。

(大橋部会長) 提案を解決する方策が複数あり、合理的なものであればそれはそれとして尊重する。是非そういうものも含めて、事務局が間に入り提案団体からの声を聞いていただいて、家庭の状況をきめ細かく見て、理屈が立てば、今まで行われてきた併給調整と形態は違うにしても、改善努力の延長線上に位置づけられるのかなと思うので、是非検討をお願いしたい。

(こども家庭庁) 承知した。事務局とも相談しつつ、ヒアリングさせていただきたい。

(大橋部会長) 9月が2次ヒアリングなので、そこまでに具体的に結果をお知らせいただきたい。

#### <通番9：土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数の見直し（総務省）>

(大橋部会長) 商法を始めとして、公告の仕組みについては、他が変わっていて、言ってしまえば制度改正漏れというか、遅れてしまったというようなところの補正だと思う。そうだとすると、支障事例の把握や他制度との比較は、慎重にという観点からの回答だと思うが、あまり時間をかけてやるような話でもないので、令和8年の通常国会の法改正を視野に入れて検討いただきたい。スケジュールはいかがか。

(総務省) スケジュール感については、部会長の仰せのような形で頑張っていきたいと思っている。

(大橋部会長) 本日は土地開発公社についてヒアリングしたが、これは地方住宅供給公社や地方道路公社等についても当てはまる。検討は併せてしていただけるという理解でよいか。

(総務省) 全てが私のところの所管ではないため明確にお答えはできないが、連携を取らせていただき、前向きな検討をさせていただければと思っている。

#### <通番11：保険資格の切替・得喪時に係る手続等の見直し（厚生労働省）>

(大橋部会長) それでは、順番に少し意見交換をしたい。最初は、保険切替時における特定疾病療養の認定の問題に関してだが、保険者が認定するといっても、現行の申請書類でいうと、人工透析とか血友病とか3つの疾病のいずれかを確認するというもので、医師の意見書をもって確認が必要というのが厚生労働省の御回答で、それに対し、マイナンバーで前の保険者で認定を受けて保険給付を受けていた患者であれば、それを引き継いで認定して欲しいということ。認定申請書が、病気のところに丸をつけて、医師が名前等の必要事項を記入するだけで、これを要求することがどれだけの意味を持つのか疑問がある。

添付書類について、再度医師の意見書を提出する必要があることによって、申請者にとって負担になっているので、マイナンバー情報連携できれば、極めて手続が簡易になるので、認めていただきたいというのが今回の提案の中核部分。

人工透析の患者を認定する場合には、前の保険者は当然、医師の意見書をもって認定していると思うので、その認定を尊重し、保険者間で引き継いでも支障はないのではないか。例えば、介護認定のようなものであれば、他市町村の行った介護認定を引っ越しがあってもそれを引き継いで行うということがあるのだとすれば、これだけ限定した病気について、しかも、長期間療養して病状が変わらないようなものについて、前にこういう保険を受けていましたということで、その情報連携で認定できれば、それで足りるのではないか。先ほどの御説明になるのかもしれないが、そこはいかがか。

(厚生労働省) 先ほど御回答申し上げたとおり、それぞれの保険者の責任において認定していただく必要があるというふうに認識しているところ。

(大橋部会長) 医師の意見書を新たに出してもらわないと駄目だということか。

(厚生労働省) それぞれの保険者の判断ということになる。

(大橋部会長) 申請する方が自分の手元に持っているものを出す必要があるということになるのか。前の保険者に提出しているのではないか。

(厚生労働省) 実務としては、そういうことになる。写しでも構わないと思っているが、基本的に保険者自身の判断であるということ。

(大橋部会長) 申請者が前の保険認定で提出したときに、複写まで取っているというのは珍しい気がするが、いか

がか。

(厚生労働省) 5年、6年たったということを手元がないということであれば、保険者の判断だが、疾病の状況をもう一回確認したいということであれば、新たに出してもらうこともやむを得ないのではないか。

(大橋部会長) 病名を確認するのに、直前まで前の保険者で認定を受けていたわけだが、そこまで独立性が高いものなのか。

(厚生労働省) 前の保険者で認定を受けてからある程度空いているということであれば、疾病にかかっている事実を、もう一回見る必要があるのではないか。それぞれの保険者が御自身で認定するという。独立性は高い。

(大橋部会長) 介護保険では引継ぎが認められるが、それなりの理由があるということか。

(厚生労働省) 一つ目として、介護保険がどういうものなのかは現時点で分かりかねる。もう一つは、情報連携というご提案だが、被用者保険、要は民間のところどころも含めて、全部連携をするということに仮になれば、相当なコストがかかるということもある。それは保険者が反対する可能性が高い。

保険者が変わるということ自体が頻繁にあるわけではないので、手続きが円滑にいくように、個々の保険者で認定していただく必要があるということと、疾病についてはそれぞれ現状を認定していただく必要があるというふうに考えている。我々としては、必ず出せと言っているわけではなく、保険者の判断で、適宜前の医師の意見書などを確認するとしてもらっても構わないと申し上げている。

(大橋部会長) 保険者の判断でも、前の保険者で認定されていた事実では駄目ということか。

(厚生労働省) 保険者が自身で判断し、受療証を出すということ。

(高橋構成員) 保険者の判断についてもある程度のレベルというのがあり、全く保険者の自由であるという話ではないと思うが、そこはどうか。

(厚生労働省) 法律に従って保険者が判断して、受療証を発行するという。こと。

(高橋構成員) 法律の認定基準は何か。

(厚生労働省) 疾病にかかっているという事実になる。

(高橋構成員) その疾病にかかっているというものは、症状の重さなどは関係ないのではないか。

(厚生労働省) とにかく疾病にかかっているということを保険者が認定した上で受療証を出す。と承知している。

(高橋構成員) それは保険者で共通なのではないか。疾病にかかっているということについての判断方法が違うだけなのではないか。最高裁の判決において水俣病についても言っているが、疾病にかかっているというのは客観的な事実で、その客観的な事実の判定方法が違うだけなのではないか。

(厚生労働省) 基本的には個々の保険者が自分の責任において保険証を出す。そのときに、例えばこの人は保険の資格を確認する、例えば住所を持っているだとか、ここで働いているだとか、一定の要件に当たることを保険者自身が確認して出す。この特定疾病も同じように、保険者が自分の被保険者であるということと、あと一定の疾病にかかっているということを確認した上で出すということ。疾病にかかっているという事実を医師の判断によって認定しているということ。

(高橋構成員) 各保険者は医師の判断を経て認定しているのではないか。

(厚生労働省) 各保険者が認定しなければならぬもので、直近の状態を確認する必要があると認識している。

(高橋構成員) 直近の状態というのは、何か月ごとに確認する必要があるというのは、法律で決まっているのか。法律である程度決まっているのであれば、引き継げばいいだけなのではないか。

(厚生労働省) いずれにしても、法律の立付けとしては、それぞれの保険者が独立して判断するという。こと。

(伊藤構成員) 平行線だが、要は疾病にかかっているということの判断を各保険者がすると。現行では、その確認方法は医師の診断書を添付するという事になっているが、それ以外にも疾病にかかっているという事実自体を確認する方法はあるはずで、今回は情報連携によって、前の保険者が受療証を出していたということの事実をもって疾病にかかっていたことを判断したいというような趣旨の御提案。それについては、それでは疾病にかかっていることの判断材料にはならないということなのか。

(厚生労働省) 少なくとも全保険者統一のルールにはならないと認識している。それぞれの保険者が判断するもので、基本的には医師の意見書が必要。ただし、先ほど申し上げたとおり、前の保険者で出している書類などを見て確認することを駄目とまでは申し上げていない。

(大橋部会長) 国民健康保険法令によって今は、医師の意見書が要求されているわけで、確認方法として、支障をもたらしているのだとすれば、もうここから変えていただいて、医師の意見書を残すことも必要かもしれないが、前の保険者が認定していたことをもって認定を引き継ぐという規定を入れていただくとい

うこと。

(厚生労働省) 基本的にはそれぞれの保険者が判断すべきことだと認識している。万が一その認定が間違っていた場合の責任問題だとか、そもそも保険者は全く独立しておりますので、民間の保険もあれば、公的保険もいろいろあるので、それぞれの保険者が認定するというのが大原則だと認識している。

(勢一部会長代理) 各保険者が認定をするその認定の方法については自由度があるということか。

(厚生労働省) その認定方法について、基本はやはり医師が診ると、それもなるべく直近で診るとというのが原則だと思っている。そこをどこまで緩めるかということについては、いろいろな議論が全くないと申し上げているわけではないが、基本的には医師に診ていただいて、保険者が判断する必要があるという原則がある。

(勢一部会長代理) 原則はそうであるけれど、当初はマイナンバーのようなものがなく、情報連携という方法がなかったことから、想定されていなかったのではないかと思うが、デジタル情報を活用するということがもし保険者として可能だという判断があり得るのであれば、選択の余地はあるということか。

(厚生労働省) 情報連携については、まず非常にコストがかかるもの。いろいろなところで情報連携したら良いという議論はよく出るけれども、システム改修にかなりのコストが必要になる。システム改修を実施するという場合は、全ての保険者に義務付けるという形になる。そうすると、国保と被用者保険含めて全部で情報連携をするという話になるわけだが、それは当然、かなりのコストをかけてまでやるような話なのかという議論があり、特に民間、いわゆる組合健保と呼ばれるところは基本は民間なので、コストに対しては非常にシビアなところ。要はそれをやることによって出る支出と、それから実際それによって得られる事務上のメリットを比べて、そのところがちゃんと金額としても下がるという話がない限り、非常にシビアな対応をされるということ。我々としてもそれをよく考えなければいけない。

(大橋部会長) システム改修のコストは分かるが、逆に、患者の負担は軽くカウントしていいのかということになる。追加共同提案団体の数がかかり多いことから、共通の問題認識を現場で持っているということを前提にして今議論しているもの。これはレアケースという形で、デジタルの負担を重くして天秤にかけるとするのは議論としてはどうなのかなと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 患者の負担というのは、人日でいったときにどれだけの負担なのかということだと思っている。保険者の負担というのも考える必要がある。事務の発生頻度と、それに対して改修というのは全てのところできなくかなりの額がかかるので、それだけのコストベネフィットがあるのかと考えている。自治体も、民間も含めて議論しなければいけないこと。あとは、どういう形で手続きを簡単にできるのか、先ほど申し上げたように、基本は医師の意見書で認定するということだが、簡便な方法があるのかというのは議論の余地もあるかもしれない。申請者が何回も来なくていいように、しっかり周知するなど対応していきたいと考えている。

(大橋部会長) 前提として、ここの問題点や負担については把握しているのか。

(厚生労働省) まず、資格異動がどれだけあるものかと思っている。資格異動で申請する件数については、調べて事務局にお伝えしたい。

(大橋部会長) 提案団体などが訴えていることを具体的に聞いていただいて、施行規則第27条の13第2項には医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類と書いてあるので、医師の意見書がマストでもなくて、それに類する書類があるわけで、何か工夫できないのか。流れがちょっと抽象的なので、そこを具体化していただいて、もともと認定申請書自体が極めて簡素なものなので、これに代わるようなものなどは探せば幾らでもありそうな気がしている。手間をわざわざ意見書に寄せているので、非常に負担感が重くなっていると思う。

(高橋構成員) 例えば、診療録、レセプトはどうか。

(厚生労働省) レセプトにはその疾病が何かというのは載っていない。ただ、どういう工夫があるかということについては御指摘を受けて、また引き続き議論させていただきたい。

(大橋部会長) 現状の把握というところの意見交換と、具体的な代替案を9月にお聞かせいただければと思う。

(大橋部会長) 次は2事項目の軽減判定の賦課期日において資格が重複してしまうという問題だが、やはり日本の社会を考えると4月1日に異動される方はかなり多く、支障事例も数多く出ている。その結果、重複してしまう問題が生じている。1つの案として、例えば賦課期日に社会保険に切り替えた者については軽減判定の対象から除外するというような調整規定を設けていただければ解決できるのではないか。これが実現可能であるかの検討と、もし実現不可であれば、それに代わる手続負担なく解消できるような方策を検討いただきたい。

(厚生労働省) 1次回答のとおり、軽減判定以外の資格や給付に係る影響も慎重に精査した上で検討する。

(大橋部会長) では、調整規定案は事務局から提示する。

(厚生労働省) 法制的にはどうかという点はあるが、いずれにしても、1次回答のとおり、検討する。

(大橋部会長) 社会保険に切り替えた日付が3月31日か4月1日かで、賦課期日に資格の重複者がいるかが変わってくることは、やはり国民の負担を考えた大きな問題なので、調整規定を設けることで解決できるのであれば、ぜひお願いしたい。

(大橋部会長) 最後の3件目について。同月得喪の問題であるが、厚生労働省としては保険料を徴収していない者に対して保険給付を行う可能性が生じてしまうことが問題であるということが一番ポイントとして伝えたいところだと思う。ただ、現行の制度はどうか考えると、例えば先月の30日に入社して、今月20日に退社した人の場合、今月分の前会社の保険料は発生せず、その後、新会社に入社したら、今月分の新会社の保険料は発生する。現行の制度であっても、前会社の今月における退社日までの間は、保険料を払っていないのに前会社の保険者が保険給付を行う可能性があるということになり、現行の仕組みの下でもおっしゃられた問題は生じているのではないか。したがって、もしこれを徹底するのであれば、日割り計算を徹底しなければいけないのではないかと考えるが、いかがか。

(厚生労働省) 実務の問題であるので、軽々にはお答えできかねるが、1次回答のとおり、基本的にはそれぞれの保険者に払っていただく必要があるということ、退社が2月目以降の場合については、退職月の保険料は発生しないとしているので、基本的に同月の場合のみの対応である。

(大橋部会長) ただ同月得喪の場合は2回健康保険料を払わされることになってしまうので、もしその解消をするということであれば、本当に日割りにしていただければいけないのではないかと考える。加えて、厚生年金については、平成27年10月の被用者年金一元化で、同月得喪の場合は片方を算定しないというルールができていますので、同様に考えればよいのではないかと考える。例えば、厚生年金の仕組みのように前会社が還付する、または前会社に対し個々人で保険料の還付請求を行い、二重払いを避けるという方法はあり得ると思うが、検討いただけませんか。

(厚生労働省) 厚生年金は異なる制度なので、事情が違うという点がある。検討をということであれば、検討した上で回答するが、いずれにせよ厚生年金とは同一にはできないと思っている。

(大橋部会長) 厚生年金のように二重払いを回避しようという仕組みはあるわけで、現行の制度であっても、先ほど述べたように退職月に保険料を徴収していない者に対して保険給付を行う可能性というのは残っている。この場合に保険給付を行っていることは、保険者に対して申し訳が立たないという理屈は成り立たないと思う。やはり実際に同月得喪時に二重払いとなる仕組みに現行上なっているので、その解消を何らか図れるような具体案を9月にお聞かせいただきたいが、それはいかがか。

(厚生労働省) 繰り返しになるが、保険給付をする可能性があれば保険料を徴収することは当然であると考えている。

(大橋部会長) 退職月に関してはそうならないのではないかと。

(厚生労働省) 前月から引き続き加入している方に関しては、前月の保険料は徴収しているが、退職月には保険料を徴収していない。それに対して、同月の間に加入し、脱退した方に関しては、保険料を徴収することとなっている。保険給付をする可能性があるから払っていただいていると認識している。

(高橋構成員) 同月の場合は二重に取っているのでしょうか。

(厚生労働省) それぞれの保険者が保険給付をする可能性があるため、それぞれの保険者が徴収している。

(高橋構成員) その発生リスクを正しくそれぞれの保険者で分けなければならないのではないかと考えている。

(厚生労働省) 実務に係るコストとの兼ね合いである。

(高橋構成員) それをきちんと検討していただきたい。

(厚生労働省) コスト的に極めて難しいと思う。

(高橋構成員) どのようなコストか。

(厚生労働省) 様々なものを変えようとする場合、その基幹システムから全て変える形になるので、当然大変なコストがかかる。

(高橋構成員) システム改修のときに実施すればよいのではないかと。

(厚生労働省) それは追加的に実施する形になると認識している。

(大橋部会長) しかし、全国これだけ多くの団体から二重払いについて問題が提起され、実際に二重払いとなる現状があり、これは国民に負担がかかっている。現場の自治体職員は、そのような方から様々な問合せ、苦情や不

満を受けるとい形で現場に支障が大きく生じているので、これはやはり解消していただきたい。  
(厚生労働省) 仮に解消するという話になれば、恐らく様々なところから、それだけのコストをかけて解消するものなのかという反対の声が強くなると思う。  
(大橋部会長) それは推測ではないか。  
(高橋構成員) システム改修は何年に一度行うのか。  
(厚生労働省) システム改修はそれぞれ改修するところが違うので、同じ機会といっても、どこを改修するかというものが全く違う話である。基本的な部分についてはそんなに数多くはやっていないとしか申し上げられない。  
(高橋構成員) 抽象的に言われても、具体的にこのような形でやっているという話でなければ、議論が成り立たない。  
(厚生労働省) システム改修の頻度は、またお伝えする。  
(高橋構成員) 何のシステムをどのように変える必要があるかも含めてお願いする。  
(厚生労働省) それぞれのところの基幹システムを変えることになろうかと思う。  
(高橋構成員) それをきちんと示していただきたい。  
(大橋部会長) 本提案は支障が極めて具体的にでてきていて、その支障を具体的に主張する自治体がこれだけ複数出てきているので、やはり客観的に支障はあると考える。それに対して、もし違うということであれば、その反論についても具体的にお願したい。推測で背後に多くの反対者がいるという形で言われても、誰のことを言っているのかこちらは見当がつかず、そのようなことを言い出すと、提案はおよそ成り立つものではない。費用負担をかけずに制度変更はできるわけがなく、提案にある市民や現場での支障があればそれを解消していこうという形で提案募集制度を進めているので、ぜひ本提案についても具体的な解決策をお願したい。もし難しいということであれば、エビデンスを挙げて反論を9月の2次ヒアリングの段階で出していきたい。  
それでは、11番については以上とさせていただきます。

#### <通番 27：国民健康保険関係事務の見直し（厚生労働省）>

(大橋部会長) 最初の直接支払いの点については、現行でもできるということだが、提案を見ると直接支払いを実施しているのは、47都道府県の中の18都道府県にとどまっていて、実際に市町村がこれを希望しても、都道府県と市町村との間の協議というようなものが必要になって、都道府県が事務負担等を懸念して、受け取ってもらえないという問題がある。したがって、直接支払いの方法を標準の方式という形で政令等に明記して、この手続の簡素化を進めていただきたいということだが、これはいかがか。  
(厚生労働省) そこはまさに県と市町村の話合いで、県としては直接支払いではない形でやりたいというところがあるということだと思っている。我々としては、それぞれの自治体のやりやすいようにやっていただければと思っているので、県と市町村でよく話し合っていて、適切に対応していただきたい。  
(大橋部会長) そこは突き放して、そちらでどうぞという、今のような形で先に進めないというようなところがある。これから人口減少とかが進んでいき、小規模市町村の負担とかということを見ると、やはりこの直接支払いの方法を確実にしていくことが大切だと考えるが、そこはいかがか。  
(厚生労働省) 市町村と都道府県の判断。どういうやり方をしたいかというのは、それぞれのところで判断いただければと思っている。県も是非やりたいということであれば、是非そうしていただければ。  
(稲原室長) 逆に、統一的な扱いをすることによるデメリットというのは、厚生労働省として何かあると思っているのか。  
(厚生労働省) 分からないが、それはまさに都道府県がその事務負担を嫌うかどうかというところがあるのではないかというふうに思っている。  
(稲原室長) 事務負担の問題ではなくて、制度として。  
(厚生労働省) 制度としては、もともとそれぞれやるというのが法律で決まっているので、法律上やっていただくというのが大原則であろうというふうに思っている。正に国会の議決を経て、こういう形で制度が決まっているので、そのとおりやっていただくのが原則で、あとはそれぞれのところでやりやすいというやり方があれば、それは構いませんというふうに言っている。  
(高橋構成員) 都道府県の中にはやりたくないところがあるという話があった。全体システムを動かすためには、統一的に直接支払いを認めるというのが適格的だということが我々の考え方である。そういった意味で、本当に全体最適の観点を踏まえても反対するののかということとを都道府県と市町村の間に立って話をさせていただくことは

できないのか。

(厚生労働省) 基本、我々としてはそれぞれのところの判断だというふうに思っているが、都道府県の意見を聞くのは構わない。

(高橋構成員) 支障がないかという話である。

(厚生労働省) 意見を聞くことに支障はない。

(高橋構成員) こういう提案が出ているので、都道府県としては支障がないかという形で聞いていただきたい。

(厚生労働省) 聞き方は別途検討する必要があるが、都道府県に聞くことは構わない。

(大橋部会長) 是非これは都道府県の理解を得て、標準的な仕組みになると実現すると思うので、検討していただきたい。

(高橋構成員) 聞き方については、いつも全ての省庁に対して分権部局と調整することをお願いしているので、分権部局とよく調整していただきたい。

(厚生労働省) 御意見として承知した。

(大橋部会長) それでは、次に2件目の簡素化のところにつきまして、いただいた回答にデメリットがたくさん挙がっているが、これが本当にデメリットなのかということについて具体的にお伺いしたい。

(厚生労働省) これは多分、このまま今のとおりやりたいところもある。それは例えば私自身も自民党の外国人問題の国保のワーキンググループに行ったときに、担当の国保の課長さんが、この高額療養費の支給申請手続の機会というのはすごく大事にさせていただいていると、これがないとなかなか保険料収納が厳しいという話はされている。現に私自身も別にそれとは関係なく同様の話を聞いているし、私自身も現場でやっていたことがあるので、現場にとっては大事なツールだと思っている。それを使いたいというところについては、使わせてあげる必要があると認識している。

(大橋部会長) 具体的に、例えば高額療養費の支給申請書の記載項目とレセプトを突合することによってレセプトの記載誤りを発見できることもあるが、その機会を失う、例えばこういうデメリットを挙げられている。ただ、診療内容のレセプト点検というのは国保連と委託先の2つが行って、高額療養費の申請書というものに必ずしも頼らなくてもレセプト点検時に発見というのはできないのか。

(厚生労働省) 恐らく一番大きいのは、1番目の滞納者との接触機会、保険料の未納のある方とかに接触して保険料を納めてもらう必要があるということ。

(大橋部会長) 分かった。では、デメリットの中でも特に①がそちらの一番強調したいことであれば、滞納者との接触の機会が失われるということについて、この滞納者の割合というのは被保険者の中でどれくらいなのか。

(厚生労働省) 国保の収納率は94%。6%が未収という形になっている。

(大橋部会長) ただ、これは令和6年度に提案があり、短期証交付に代わる未納者との接触機会・手段の創設の対応方針の中で、市区町村及び国民健康保険組合の運用状況を確認した上で、滞納者との接触の機会を確保する方策等について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて、必要な措置を講ずるというようにこちらは聞いている。ここのところをしっかりと検討いただけるということだと思っているので、あえてデメリットで挙げているのはどういうことなのか。

(厚生労働省) 質問の意味がよく分からなかったが、とにかく高額療養費を保険料の未納のある方に払うときに、これを払いますけれども、そちらも保険料の未納がありますよねという形で窓口にお越しいただいて、そこで、恐らくは生活が苦しいとかいろいろ言われると思う。それに対して、これだけでも納めていただけませんかという貴重な交渉の機会ということを申し上げている。ほかの項目の話とは別だと認識している。

(大橋部会長) この問題は歴史がある。令和6年度の提案というのがあって、そこでもこの接触機会とか手段というようなことが既に一回話題に挙がっている。今日、御存じないということだったが、そこでこの話が出ている。事務局から説明いただきたい。

(平沢参事官) 昨年の提案のほうでも未納者との接触機会の確保ということが問題になっており、それが継続検討のフォローアップ案件になっている。したがって、我々としては昨年の提案が未納者との接触問題の本丸みたいなイメージを持っている。そこをまずしっかりと御検討いただきたいというのがある。今回の案件は、先ほど御説明いただいたように、高額療養費という別の機会滞納者との接触機会を確保する貴重なタイミングだということお話を聞いたと思う。自治体にとって、そのタイミングも接触の機会になるだろうが、そのタイミングだけなのかどうかという問題は、滞納者との接触の確保という点では、切り離される問題では必ずしもないのではないと思われる。

(厚生労働省) いずれにしても、接触の機会というのは少しでも多いほうが良いということである。どれだけ多くのツールを用意できるかというのは非常に大事である。今日いきなり言われたため、前の議論のところを確認していないのでこれ以上は申し上げない。ただ、高額療養費について、高額療養費の文脈で考えたときも、こういう問題があるということ指摘させていただきたい。

(高橋構成員) 9月のときにその辺はしっかりやらせていただきたい。

(平沢参事官) 先ほどの案件と似ている面がある。保険者の判断でそれぞれということが強調されていたかと思うが、一方で、今、自治体がいろいろなことをそれぞれの判断でやらなければいけないということが、もう回らなくなってきたという背景は強くある。それは、私どもが把握している総務省の今後に向けた持続可能性において大きなテーマになっている。特に直接支払いのほうはそちらのほうでもたしか報告書に取り上げられていて、厚生労働省さんともそこを共有されながら検討してきていると伺っている。それを今までどおり自治体の判断でそれぞれ御随意にというのはどうなのか。国保連にさらにもう少し広域的にやっていっていただけるように、国のほうでもう少し旗振りなり、そっちのほうに持っていけないかというところで少し汗をかいていただくとか、そういったところをお願いをさせていただきたいと考えている。

(厚生労働省) 我々としては先ほど申し上げたとおりである。

(大橋部会長) では、①の接触機会の問題については、前のやり取りも確認いただいて、9月のときに御回答いただくということと、あと、③でレセプトだけで決定すると一部負担金を支払っていない場合にも高額療養費を支払ってしまう可能性があるとかいうことを書かれているが、一部負担金が支払われていなければ、医療機関から相談とかが入るようなことはないのか。

(厚生労働省) 今度は医療機関の手間になると思う。

1点だけ、医療保険は自治体だけがやっているわけではなく、民間である健保組合も含めた統一のルールとなっているので、一応そのことだけは背景として御説明させていただく。

(大橋部会長) 今日指摘した点を中心に9月御回答いただければと思う。

#### <通番34：離島活性化交付金等事業計画の廃止等（国土交通省）>

(大橋部会長) この提案については、効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイドができていて、計画行政について見直すことが閣議決定されており、この委員会でも今まで見直しを各府省庁にお願いしてきた。今回の件は、離島振興計画があり、その下に離島活性化交付金等事業計画があり、さらには補助金等を念頭に置いた事業計画書という3層の計画構造になっている。今まで進めてきた計画行政の事務負担軽減という観点からもう少しコンパクトにできないかというのが基本的な認識である。

もちろん一番簡単なのは、そのうちの計画を廃止するというやり方である。議員立法では計画案件が非常に多いが、立法者の意思を尊重するのであれば、その計画と似たものをかなり含んでいるものについては、一体的に運用することを認めていただくようなやり方もある。もちろん法律で一つのものとして書くことや実務上一体として運用することを認めていただくことをしてもらえれば解決するので、工夫をぜひお願いしたいというのが今回の提案のポイントである。

工夫の余地については、例えば玄海諸島の離島振興計画と離島活性化交付金等事業計画を並べて見ると、この2つの計画について相当な近似性が認められるので、例えば思い切って片方に足りない部分は追記をするような工夫をすることによって、離島活性化交付金等事業計画を正式に廃止するというやり方もあれば、離島活性化交付金等事業計画を残した上で、この2つの計画を一体的に運用するというようなことを認めますというような形で負担をなくすというやり方もあるのではないかと。閣議決定との関係で言うと3層は重過ぎるというのが共通認識であるため、整理いただくか、一体運用という形で似た部分を柔軟に運用するようなすべを実務的に御検討いただくというような形で、調整できればと考えているが、検討をしていただく余地はあるか。

(国土交通省) お話があった離島活性化等交付金事業計画というのは、法律に記載があり、これを廃止するのはかなり難しい。一方の交付金を申請するときに作る事業計画書、これは事業計画書という名前なので、何となく3層構造とお話をいただくが交付金の事業申請書みたいなものである。

その申請書について、離島活性化交付金等事業計画と同じようなタイミングで仮に作るとして、細かい中身まで一体的に作ると公表の対象になってしまうことを事業実施主体がどうお考えになるか。資料でお示した長崎県の場合は、長崎県が作る場合と、対馬市や壱岐市など各島の自治体がそれぞれ作る場合があり、それを長崎県に寄せるのか、それぞれの各島の自治体に寄せるのか。交付金は全額補助ではなく、2分の1の補助であり、

事業実施主体が2分の1を出すことになるため、申請書が一体になった場合、誰が作るのかということについても検討する必要があると考えている。

佐賀県の場合は、調整が必要なく、たまたま全てがオールインワンになっているため、いろいろ工夫する余地はあると思っており、その部分は申請者と御相談をさせていただければと思う。

(大橋部会長) 提案団体の意向というのは、今の3層は問題なので、これを少し寄せるような形で処理したいというときに、離島振興計画と離島活性化交付金等事業計画を一体化して、補助金の申請時の計画書を一個にするのと、離島振興計画は残して、離島活性化交付金等事業計画と補助金の計画書を一体化するか、提案団体はどちらでもよいのか。

(坂本参事官) 提案団体の意向としては、離島振興計画と実際の事業をやる際に必要となる交付金を受けるに当たっての申請書を作っている中で、離島活性化交付金等事業計画を作成する意義は何なのかというのがあって、それで一体的策定、事務の効率化ができないかという提案である。

その中で、当初の提案は、交付金を受けるために必要な事業計画書と離島活性化交付金等事業計画を一体的にできないかということだったが、一次回答で、作成主体が異なるということであったので、次に離島振興計画と離島活性化交付金等事業計画が一体的にできないかということを経営の効率化の観点から求めているというものである。

(国土交通省) 法律の4条に基づく離島振興計画は、10年を期間とする法律の期間全体にわたる長期のあるべき論を書くものになっている。一方で、今回言われている離島活性化交付金等事業計画、こちらは半期ごとの、もう少し具体的なことを記載した計画になるので、それを一緒に作ることは法律上難しいと思う。

(大橋部会長) 2つの計画を並べて見ると最初のところの理念を書いた離島振興計画と、離島活性化交付金等事業計画の目標はかなり似たような記載になっている。そこに着目して、一体化し、あとは10年と5年という違いがあるのであればそこは運用で、もし何か変更があれば、この5年に当たる部分については手直しをするような余地を残すという形で、変更がなければ10年一体のままでいけるみたいなことをやりながら、一体化を図れないかというのが出ているが、そこはいかがか。

(国土交通省) 離島振興計画と離島活性化交付金等事業計画を比べて、2つの計画はよく似ているとおっしゃっているが、確かに目標のところはある程度同じであるため、転記したりとか、活用することは可能だと思うが、それ以外は、離島振興計画は目標以外にも島自体の分野ごとの課題であったり、その課題についてどういうふうに進めていくのかという取組の抽象的なことを書いているのに対して、離島活性化交付金等事業計画は、5年間のうちにどういう交付金を使って事業をやっていくかという具体的な話になるので、離島振興計画と離島活性化交付金等事業計画がそれほど共通しているという認識をあまり持っていない。

(大橋部会長) ナビゲーション・ガイドの関係だと、やはり3つの存置というのは非常に難しい。離島振興計画と離島活性化交付金等事業計画がある程度共通部分があって、追記というような形でこの2つをそろえる形と、離島活性化交付金等事業計画と後ろの計画書を一体化してやっていくという2つ選択肢があるとしたときに、どちらのほう为难点なく行えるのかという点について、御検討いただいて、据わりがいいほうを提案実現できればと思う。提案もそちらの意向を受け、この3層をもう少しシンプルな形に直そうという閣議決定に沿うような形で修正の試みなので、提案団体の意見を聞いて調整いただきたい。

次は9月に二次ヒアリングを予定しているので、今ある3層構造を少し運用的に修正できるようなモデルを、意見交換していただく中で、御提示いただきたい。

(国土交通省) 今日この場で新しい提案を受けたりしているところもあるので、提案者のお気持ちや、どの辺がとこのをよく聞かないといけない部分もある。

それと、立場の違いで、3層構造なのか、2プラス1なのかというのは大分違う気がしたが、あらゆる補助金は申請をしない限り交付はされないと思うが、そういう意味では申請書なり、これはたまたま事業計画書という名前になっているため、計画が3つあるみたいな感じになってしまっている部分もあるので、その辺も我々のほうでよく整理してやりたいと思う。

(大橋部会長) 補助金や交付金をもらうときに、申請を正当化するために専ら計画を作らせるという例はいっぱいあって、その申請のための計画が増殖しているというような問題もあるので、その見直しも含めてお願いできればと思う。

(勢一部会長代理) 先ほどの御説明によると佐賀県はかなり特殊だということで、離島を抱えている自治体は相当多様だと思う。長崎県の例をお示しいただいたが、まさに離島県の代表みたいなところで、恐らく長崎県の場合

は、先ほど策定主体が違うという話もあり、運用が佐賀県とは全く違うと思う。だから、全ての離島県が同じように離島振興計画のスキームを使っていくということにならないと思うが、佐賀県のように効率化してコンパクトにできるのではないかと考えているところが使えるようなスキームが欲しいというのが恐らく今回提案の根っこにあると思う。佐賀県以外にコンパクトな形で何か検討できるような離島を持っている県はあるか。

(国土交通省) 我々が承知している限り、両方の計画と申請書が同じところから上がってくるところは、ほとんどなかったと思う。離島活性化交付金等事業計画については県から出ており、一方の事業計画書は、県が出す場合もあれば、市町村が出す場合もあるが実は佐賀県の場合、玄海諸島というのは唐津市に属しているが、唐津市が事業主体の事業はなく、佐賀県が申請書を出している。

長崎県は、小さい自治体については長崎県が出して、大きな自治体については市町村が出しているという形に恐らくなっている。それぞれで状況が違うため、完全に一体にして県しか駄目になってしまうと、県が全部負担しなければいけなくなることから、その辺の事情もよく伺いながらやっていきたいと思う。

(勢一部会長代理) ありがとうございます。

それぞれの地域のいろいろな事情で選べるのが大事だと思うので、その辺りはぜひこれから調べていただくときに、全国的な状況も踏まえて御検討をお願いしたいというのと、これから人口減少が特に離島は進むので、最後は県が見るという可能性も出てくると思うので、そういう意味では少し先に使いやすい制度になるようにというところの工夫もお願いしたい。

(宇野構成員) 離島活性化交付金等事業計画と交付要綱に基づく計画書の関係について、計画全体というよりは計画の記載内容で重複がどの程度あって、重複を減らせないのかとかいうようなことも事務負担の軽減ということでは意味があると思うので、その点、お伺いしたい。

(国土交通省) 先ほど審議官が御説明したとおり、資料の48ページが離島活性化交付金等事業計画の長崎県の例、それに対して交付金の申請をする際の事業計画書の例が53ページにある。確かに目標とか目的のような定性的なところはある程度一致しているが、それ以外については、離島活性化交付金等事業計画はどういう事業を行うのかということを一〜二行程度で書いてあるだけなのに対して、交付金を申請する際の事業計画書はどういう費用分担になっているのか、どういう事業内容になっているのか、補助金を申請するため、我々受け付ける側もきちんと適正かどうかを確認するため、それぞれの補助金を受けるための内容について詳細を書いてもらっている。重複するところは目標などに限られるかと思う。

(大橋部会長) 先ほど言ったような形での御検討をお願いすると同時に、今でも重複部分があるので、必要がない項目は、この際一回チェックしていただくということも同時にしていただきたい。

### <通番 32：導入促進基本計画の策定の廃止等（経済産業省）>

(大橋部会長) 説明の中でも話が出たが、私どものほうで提案をずっと受けていく中で、計画に関するものが本当に多いことに気がついた。最近の法律はとにかく市町村に同じような計画をたくさん作らせるというような例があり、計画を作るので疲弊してしまっているような現状があることが分かり、閣議決定で、そうした計画の例えば多層性になっているようなものはシンプルに統合するとか、一体化をお願いしてきた。そういう類型と並んで、例えば補助金や交付金という一種の便宜を与える場合の申請手続で、申請書を出して申請書に詳細な添付書類を付ければ事足りるようなものについて、さらに計画を作ることをお願いするような法令が非常に多く、これはやはり補助金とか優遇を求める場合の事務負担としては重過ぎるのではないかという問題意識がある。そういう観点から今回この導入促進基本計画についても提案がなされているというように受け止めている。

この中身について、例えば具体的に申すと、京都府内の自治体の策定状況、26団体中23団体が同じような計画になっていることから、この計画自体を策定するということがどういう意味があるのだろうかという問題意識があって、提案団体から、既に個別に策定する意義はない、薄いという御意見が寄せられている。確かに先ほどおっしゃったように、個性がないかということ、個性はあるのかもしれないが、全体としては全域を対象として、対象事業のところでは若干違いはあるが、不動産事業を除外しているようなものが1件あり、太陽光を除外しているものを除くと、ほぼ同じような計画が作られているという状況がある。他方で、計画策定に係る負担について自治体に聞いてみたところ、ある市だと、この方針を定めるのに3日、内部協議で2日、庁内協議で2日、方針決裁で20日、計画策定のための資料収集で2日、計画案を作るのに3日かかり、決裁で7日、地方の経済産業局との協議は14日、さらに修正があればそれにプラスアルファというような形でいくと、やはり計画を作ることが自治体にとっての事務負担になっている部分は客観的にあるのではないか。そうであれば、これだけの労力

をかけて、これくらい、ある意味で法定されていて、記載事項がほとんど似通っていて、個性を出すのだとすれば、その部分については告示なり届出なりというような形で別途やっていただく形を取ると、これはあえて計画によらない形式がナビゲーション・ガイドの考え方によると出てくるのではないかと。これが今回の提案が出てきた趣旨であろうし、こちらで検討してみたところ、そういう印象であるが、いかがか。

(経済産業省) 今、部会長に言っていただいた視点は大変理解できる。先ほど御説明したように、導入促進基本計画は、中小企業等経営強化法で定められている計画であるが、その自治体の方々や企業の方々に最も活用されているのは、固定資産税の特例措置と信用保証である。特に固定資産税は、地方税であり、基本的には市町村税なので、自治体の判断が必要である。先ほど部会長の御発言にもあったが、太陽光を推進している地域と推進していない地域があるなど、地域には様々な特性があるため、国が一律に何か定めるのはなかなか難しい。

もちろん各自治体の方々の事務負担を増やすつもりは全くないし、おそらく御提案いただいた自治体の方々は、支援措置の適用事例の件数があまりないが、これに対してどれだけのコストダウンが図られるのかという御趣旨かと思うが、一方で件数が多い市町村もあり、その線引きをどうするのか大変悩ましいところである。

したがって、基本的になるべく事務負担にならないようにして、もうこれは活用しなくていいと判断した自治体はできる規定であり、出さなくても良い計画であると考えている。出さなくても良い計画なので、支援措置を企業に適用する必要があると判断した自治体で作る計画であり、そのうえで、件数が少ない自治体の事務負担をどう軽減するかということに最大限寄り添っていきたいという考えである。

(大橋部会長) 大抵の計画は計画を義務付けるものはほとんどなく、多くの場合はできる規定のような形になっていて、よかったらどうぞみたいな形になっているが、例えば法律でそう言われたりとか、利益措置があったりすると、地方公共団体のほうから見たら、規定の文言上はそう書いてあっても、かなりこれ自体がプレッシャーになる部分がある。今回、法定計画なのでという説明が先ほど最初の説明で何回かあり、それで法定で書かれている文言です、要件ですというようなお話があったわけであるが、ほかの例で言うと、法定の計画自体、そもそもやめてくださいという形で法律のところから計画を消すという選択肢もあるような、こういうパリエーションの中でお話しをさせていただいている。

よって、これはもう廃止という形できれいに取ってしまうのか、それとも、今ある計画の中を本当に抜本的にどうか、基本的なところだけ残す大胆なスリム案みたいなものを提示して議論するような選択肢なのかなという気がしている。そうであるとする、基本的な事項を定めたものが基本計画であるが、中身を見るとかなりいろいろな細かいことや手続面、例えば経済産業大臣の同意が現行だとしており、普通の計画策定手続プラスアルファのものも入ったりしているので、どこまで軽減できるのかということもターゲットになってくると思うが、そこはいかがか。現状のままというわけにはいかないであろう。

(経済産業省) 語弊を恐れずに申し上げますと、支援措置との関係において、法律の枠組みの規定がどの程度必要なのかということを一律に地方分権の視点から御整理いただいて、それに合わせてこうしろということになるのであれば、そこは前向きに検討したい。要は、今はこの強度の法律に基づく計画がないと、この支援措置が受けられないという制度設計になっており、経済産業省の支援措置であれば経済産業省だけで決められるが、そうではない支援措置、税がそうである。そういう中で決まっている話であり、横並びは分らないが、計画の話はほかにもたくさんあり、税についてもほかにもあり、それが一律で、こういう強度の法律の枠組みの計画であればいいとか、こういう内容であればいいということであれば、それは詳細検討の余地があると思う。

今、御説明したのは、税の特例との関係が必要とされていることを前提として我々は説明せざるを得ないという趣旨である。

(大橋部会長) 承知した。普通の場合であれば現行法を前提にしてそこから御議論するのであるが、この場合、場合によってはそこ自体も動かすというようなことを念頭に置いて、この支障の解消ができないかどうかというので、ちょっと普通と議論が違うところがあると思うが、事務局、今までこういう計画のいろいろな統廃合であるとか、補助金といった金がついているようなものについての計画を簡素化するような場合のモデルとか例みたいなものは幾つかあるか。あれば今回お示しして、そのラインで検討いただくのが一番無駄がないというか、親切という気がする、それは可能か。

(坂本参事官) 計画の関係は令和3、4年と重点募集テーマとして設定し、数多く対応してきたことから、そこで何らかの見直しをしていただいている例があるので、そういったことはお示しできる。

(大橋部会長) こちらから情報提供する。私も詳細を存じているわけではないが、見直しをした例を御覧いただいた上で、支援自体はすごく大事で活用されているのはそれだけニーズがあるということなので、それを維持しな

がら、だけれども、他方で提案されている負担がないような形にするにはどのような方式があつて、ほかのところ整理したのかなというようなことを見てください。

次が9月に二次ヒアリングというのを予定しており、ここで検討の結果を教えていただく2度目の協議の場を持ちたいと思うので、そこまでにやり取りをしていただいて、経済産業省の考え方を整理いただきたいのであるが、それはお願いできるか。

(経済産業省) 承知した。特に固定資産税の特例に関するほかの例をいただければ、もちろん前向きに検討させていただきます。

(大橋部会長) ほかの先生はいかがか。よろしいか。

それでは、32番は以上とする。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)